

定額給付金・子育て応援特別手当 申請を受付中です!

申請は、簡単便利な郵送申請をご利用ください!

現在、定額給付金と子育て応援特別手当の郵送申請を受け付けています。申請がお済みでない方は、早めの申請をお願いします。

また、5月11日(月)からは、定額給付金と子育て応援特別手当の窓口申請受付を開始します。

申請受付期間

郵送申請 4月15日(水)～10月15日(木) (当日の消印分まで)

窓口申請 5月11日(月)～10月15日(木) (当日の受領分まで)

なお、申請受付期間内に申請しなかった方については、申請を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

窓口申請受付場所

窓口申請の場所および時間については、次のとおりです。

受付日	受付場所	受付時間
5月11日(月)	役場6階会議室	午前9時～午後4時30分
12日(火)		
13日(水)		
14日(木)		
15日(金)		
16日(土)	役場6階会議室	午前9時～午後4時
17日(日)		
18日(月)	役場6階会議室	午前9時～午後4時30分
19日(火)		
20日(水)		
21日(木)	西部コミュニティセンター	午前9時30分～午後4時
22日(金)	桜沢コミュニティセンター	
23日(土)	折原コミュニティセンター	
24日(日)	役場6階会議室	午前9時30分～午後4時
25日(月)	鉢形コミュニティセンター	
26日(火)	男衾コミュニティセンター	午前9時～午後4時
27日(水)	用土コミュニティセンター	
28日(木)	役場6階会議室	午前9時～午後4時30分
29日(金)		
30日(土)	役場6階会議室	午前9時～午後4時
31日(日)		
6月1日(月)	役場1階(または5階)会議室 ※場所は変更になる場合があります。	午前9時～午後5時
10月15日(木)		

- 各地区での受付期間中は、担当者が出向いていますので、各会場へお出かけください。
- 窓口申請の際、その場で給付金・手当を受領することはできません。後日、給付日等を記載した給付決定通知をお送りします。
- 受給資格、提出書類については、広報よりい4月号をご覧ください。

児童手当制度のしくみ

目的

児童手当制度は、子育て家庭の生活安定と児童の健全な育成を目的とした制度です。

支給対象・支給額

児童手当は小学校6年生までの児童を養育している方に支給されます。3歳未満の児童には月額10,000円、3歳以上の児童で第1子と第2子は月額5,000円、第3子以降の児童は月額10,000円が支給されます。ただし、所得制限限度額表に定める額以上の所得があるときは、支給されません。

新規に請求する方は、認定請求書の提出を

支給対象に該当すれば、申請された翌月分からの支給となりますので、お子さんが生まれたときや、他市町村から転入されたときは、お早めに申請してください(自己申告制となります)。

また、所得制限限度額超過のために昨年度は手当を受けられなかった方でも、所得額、扶養親族数の変動等により、今年度は該当になる場合がありますので、認定請求を行うか、子育て支援課までお問い合わせ

合わせてください。
※公務員の方は、直接勤務先に申請してください。

【認定請求に必要な添付書類】
・請求者の銀行等(ゆうちょ銀行を除く)の口座番号がわかるもの
・請求者の健康保険被保険者証等のおもて面のコピー(寄居町国民健康保険被保険者または国民年金加入者は必要ありません)

・児童手当用所得証明書(今年1月2日以降に寄居町へ転入された方のみ必要です。1月1日現在の住所地の役所で証明書を発行してもらってください)
※その他、必要に応じて提出する書類があります(養育している児童と別居している場合など)。詳しくはお問い合わせください。

その他の届け出

現在、児童手当の受給者で次のいずれかに該当する場合は、印鑑を持参のうえ、子育て支援課で手続きをしてください。
・出生により、養育する児童が増えたとき
・受給者が児童を養育しなくなったとき

<所得制限限度額表>

扶養親族等の数	児童手当所得限度額	厚生年金等加入者の場合(特例による所得限度額)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円を加算	
老人扶養親族等がある場合は、1人につき6万円を加算		

※請求者の平成20年中の合計所得から8万円を控除し、さらに雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を控除した後の所得額が所得限度内の場合は対象となります。
※所得とは、地方税法における市町村民税の対象となる所得をいいます(年間の総収入金額ではありません)。

・受給者が公務員になったとき
・厚生年金等の加入者で特例により支給を受けている方が会社等を退職し、厚生年金等の資格がなくなったとき
問い合わせ/子育て支援課 ☎581・2121内線251・253へ。

年金 めいわ

任意加入制度について

20歳以上60歳未満の、日本に住む方はすべて、公的年金に加入しますが、60歳以上の方も次に該当すると国民年金に加入できる制度があります。

《任意加入》

60歳から65歳までの方で、年金加入期間が短く年金を受け取るために必要な期間を満たしていない方や、保険料未納期間があるために年金額が少ない方は、国民年金に任意加入することができます。
※ただし、老齢基礎年金を受給している方や、厚生年金、共済年金に加入している方は任意加入できません。

《特例任意》

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住んでいる方、または海外に住んでいる日本国籍を有する方は、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入できます。

《手続き》

任意加入制度の保険料は口座振替となります。年金手帳、通帳、届出印をご持参のうえ、町民課にお越しください。

あなたの年金を守る 基礎年金番号は大切に

20歳になり国民年金に加入したときや就職して厚生年金や共済年金に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに基礎年金番号が決められ、年金手帳が交付されます。その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入履歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わるここのない大切な「一人一番号」となります。

問い合わせ/国民年金電話相談センター ☎525・1844、熊谷社会保険事務所 ☎522・5158、または町民課 ☎581・2121内線108・109へ。